

## VII.まちづくりの推進に向けて

### 1.基本的な考え方

#### ア みんなで取り組む

「まちづくりの主体は住民」であることから、住民による都市計画提案制度を活用するとともに、自治会やNPO等との連携を図ります。また、事業者、公的機関による支援により、まちづくりに取り組みます。

#### イ 町独自の取り組み

画一的な対応ではなく、地域の実情に即した新しい試みに積極的に取り組み、公開・評価・参加などの仕組みづくりを進めるとともに、受益と負担の公平性を求め、限りある財源を最大限に活用し、住民自らのまちづくりを推進します。

#### ウ 周辺市町村との連携

町内外の広域的な連携が必要であることから、周辺市町と必要な連携の枠組みを設定し、マスタープランの相互調整に取り組むこととします。

### 2.まちづくりの推進と環境整備

#### ア 計画段階から意欲的に

まちづくりに関する情報の提供やNPOなど住民主体の組織の形成への支援策の検討を通じて、住民自らがまちづくりに参加できる環境を創出していきます。特に、計画段階からワークショップや社会実験の導入、ワーキング委員の公募など、誰もがまちづくりに参加できる手法を検討して、多様な主体が協働して進めるまちづくりを推進していきます。

#### イ 縦割り行政から横断的スタイルへ

従来のまちづくりのスタイルは、道路や上・下水道、公園などのハードと、福祉や教育、防災などのソフトが個々に計画されてきました。これからは、『どのような生活を営むことができる都市にしていくか』という総合的な視点が重要となってきます。このため、庁内を横断的に組織して議論できる体制や地方分権の拡大、住民が進める地域単位のまちづくりに即応できる体制づくりを推進していきます。

#### ウ 情報の公開

まちづくりに必要な情報は、パンフレット、ホームページ、広報等を通じて、住民へ公表・周知していきます。

#### エ 効率的な整備の推進

近年の厳しい財政状況を考えると、これからのまちづくりは限られた財源の中でいかに効果的な投資を行い、住民サービスの向上につなげるかが重要な課題です。あわせて、町財政が向上するような施策を総合的に展開することが重要です。特にまちづくりを支援する事業や制度を積極的に活用していきます。

山林と農地などを多く抱える本町においては、都市行政と農林行政が相互に連携し、両者の特性を活かした様々な事業手法による整備を効率よく進めていきます。

### 3.マスタープランの見直し

次のように、5年毎に確認または見直し作業を行います。

「確認作業」(5年ごと)	「見直し作業」(10年ごと)
策定後5年間において都市計画マスタープランに基づくまちづくり事業の進捗状況を把握し、評価を行います。	長期構想や長期計画の見直しにあわせ、改めて策定委員会を組織するなど、新たに20年後を想定したマスタープランとして再検討します。